

3つの「扶養」の違いについて

扶養家族の異動があったとき、手続きや申請書類が複数あり、手続き漏れが多いので、各制度ごとにまとめて簡単に説明します。

詳細や不明点については各担当までお問合せ願います。

	共済組合	扶養手当	税扶養
概要	社会保険（健康保険や年金）の扶養	給与上の手当	税計算上の給与所得の控除
扶養認定されると	・家族療養費等の短期給付 ・特定検診等が受けられます	毎月の給与で扶養手当が支給されます 賞与にも加算されます	住民税・所得税について、一定の金額の所得控除が受けられます
本学担当 ▶総務部人事課	共済・給与支給グループ（共済担当） TEL：097-554-7419 内線：7419 Mail：kyosai@	人事管理グループ（給与担当） TEL：097-554-8554 内線：8554 Mail：kyuyo@	共済・給与支給グループ（給与支給担当） TEL：097-554-8531 内線：8531 Mail：kyuyokei@
基準となる規定	文科省共済組合	本学の給与規程 ・ 職員給与規程 ・ 扶養手当支給細則	所得税：所得税法 住民税：各市町村ごとの規定
対象となる職員	共済加入の要件を満たすもの	常勤職員 ※役員、特任教員、嘱託職員は除く	本学を主として働いているもの ※扶養控除等異動申告書を提出しているもの
手続きのタイミング ※採用時を除く	扶養親族に異動※1があったとき 5日以内に手続きが完了することが必要です	扶養親族に異動※1があったとき 15日以内に手続きが完了することが必要です	・扶養親族に異動※1があったとき ・年末調整
収入の期間	収入事由が発生してから12カ月		暦年（1～12月）
収入の計算方法			
通勤手当 雇用保険に関する給付	含める	含める	<u>含めない</u>
退職手当	<u>含めない</u>	<u>含めない</u>	含める※2

《お電話の場合》挟間キャンパス：10-内線／王子キャンパス・学外：097-554-内線

※1：異動とは、出生や就職・離職、収入増加・減少など、扶養の認定要件が新たに発生することを言います。

※2：退職所得の源泉徴収票をご確認願います。